

1970年代後半インドの間接税改革

—『間接税調査委員会報告』の分析－(下)

山 本 盤 男

目 次

はじめに

第1節 間接税調査委員会設置の背景

第2節 『間接税調査委員会報告』の概要 (1)–(15) (以上, 前号)
(16)–(19) (以下, 本号)

第3節 報告の特徴と意義

まとめ

第2節 『間接税調査委員会報告』の概要

(16) 手続き改革(第2部第15章)

消費税および関税の納付手続きで最も深刻な問題は賦課の完了であり, 消費税の税額決定に関する遅滞と不確実性がとくに問題である。そこで, 法律や規則などの不明確な規定による税額決定の遅れについて, 法定期限を規定すべきである。また, 消費税での分類および価格表の事前承認は, 3カ月以上を要すべきでなく, この期限を超える場合には申請者の分類と価額を最終と見なすべきである。還付, 割戻しや払戻しの決定も3カ月を超えるべきでない。次に, 消費税と関税の個別問題を検討している。

消費税賦課のための価額評価に関して, 当局は消費税法の「関係者」を拡大解釈しており, 将来の紛争を避けるために明確にすべきであり, また,

輸送費は控除請求を認め、包装費は価額に含めるべきと勧告している。遅滞の主要な原因である分類問題では、1944年制定の現行消費税率は大変複雑になっており、税率構造とともに分類項目の合理化が必要である。相殺関税賦課のためには関税との相互関係の促進が望ましい。消費税の被免許者による保税証書は、運用全体をカバーする单一の証書とすべきであるが、代替的にはその種類の削減が勧告されている。現行消費税法は、課税範囲の一般的拡張の他、賦課徴収制度の根本的変更を経ており、1963年に「中央消費税再組織委員会」いわゆるチャンダ(Chanda)委員会は、手続き規定を下位の立法とする包括的新法の制定を勧告した。そこで、脱税を防止し、手続きや行政をより円滑で効率的で目的指向的にする自己充足的な包括的新法の制定が望ましい。

関税では、通関手続きの事前申告制度が船舶の順番発表の遅れにより利用できないため、積荷目録の事後処理による通関申告書の受領を勧告している。また、税関の通關申告書処理の効果的な監督と管理のため、文書または図面なしの輸入通關申告書の事前受領を勧告している。1976年8月の新関税率は、関税協力理事会品目分類表(CCCN)の隣接項目を大規模に統合したなどのため、いくつかの生産物の増税という結果になった。運用上とくに輸入貿易管理の効率性のため、関税率はなんらの修正なしにCCCNに基づくことが必須である。輸出税払戻しは、州および地方間接税と機械の一部部品および製造過程で使用される備品への消費税をカバーしていないし、払戻率は中央政府により決定され、払戻しが不十分となっている。払戻計算方法の自由化が検討され、売上税と通行税を払戻範囲に入れ包括的とすべきである。また、払戻最低額は、ルピー価値の低下のため現行の5ルピーから郵便小包に場合は25ルピー、他の輸出の場合は100ルピーに引き上げるべきと勧告している。

(17) 行政的枠組み(第2部第16章)

手続き改革と税率構造の再構築は煩雑さからの救済と開放となるが、制度が円滑に効率的に運用されるため中枢的役割を果たす人的機構が重要であり、行政的枠組みの適切な改革が必要となる。

行政合理化の第1の課題は、一般大衆とくに間接税被査定者が納税義務、権利を含む税法を明白に理解することである。このため、作業予定、税率ガイド、重要規則ダイジェストなどの出版と定期的な改訂を勧告している。また、税務行政職員の訓練の再方向付けと専門的必要に対応する即時的必要があり、中級および上級の公務員に税制全体および経済発展に関する最新の知識を与える定期的な再教育コースが実施されるべきである。

税務行政機関は中央消費税関税委員会と中央直接税委員会であるが、1963年の中央収入委員会法以来多くの法律が制定されている。これら委員会の円滑で効率的機能のため、中央収入委員会法の委員数制限規定の削除が勧告されている。また、消費税の課税範囲の拡大と税率および評価規定の複雑化について、局の効率性と健全性の保持のため、1局は4から6部門以上で構成すべきでないというベンカタピア委員会の勧告を支持している。公収入の効率的管理のための内部監査制度の基本的欠点は監査部門の独立性の欠如である。中央消費税関税委員会管理下の独立組織によりこの監査機能が遂行され、迅速なフォローアップ行動が取られるよう保証し、現場に主要な監査点が注意されるべきである。

効果的な税務行政の必要条件である適切な情報制度には、まず、データ収集と分析のための職員配置が必要である。消費税と関税に関するデータ収集範囲の拡大、データ収集部門および調査研究部門の強化措置を勧告している。また、地域コンピュータセンターと中央データ処理単位との結合や州課税分野の情報制度が改善されるべきである。輸入量の増加と輸入バ

ターンの変化に対して、消費税と関税部門の物品の試験施設や試験実験場と技術文献が不十分であり、早期の措置が必要である。

異議申立ておよび再審査の機能は行政官により実施され、収入重視の偏りがある。これまでの各種調査委員会は独立機関の設置を勧告しているが、①第1の控訴法廷からの事実および法律に関する上訴を聴取する委員会から独立した裁判所をもつ2段階機構の設立、②本来の裁定命令が次長か局長による場合、第1の控訴はこの裁判所に出され、事実関係についてはこの決定が最終であり、構成員は6名とすべきである。訴願担当局長の独立を維持するための規定が関税および中央消費税法に挿入されるべきと勧告している。また、分類紛争と分類問題での業務の統一に関して控訴裁判所は十分に機能していないため、全インド分類裁判所設置の検討が必要である。そして、州での異議申立て処理手続き統一のため、第1の控訴は訴願担当売上税次長へ、当局か被査定者による上告は売上税訴訟裁判所と法律関係は高等裁判所か最高裁判所へ付託されることを規定すべきと勧告している。

(18) 付加価値税－基礎的特徴－(第2部第17章)

付加価値税(VAT)と他の間接消費税との相違を確認した上で、課税ベースである付加価値概念の相違によるVATの諸タイプ、累積課税排除方法、主要な特徴と長所および短所、累積課税排除にともなう税務行政、課税ベースの範囲および免除制度、前段階税額控除法と前段階取引高控除法の実際の適用における意味、そして、工業国および開発途上国で運用されているVATの特徴を整理している。以上に基づき、インドにVATを適用する場合とくに注意が必要な点について、既にVATを導入した諸国の事例により検討している。

(19) 間接税構造の長期的改革(第2部第18章)

インドの間接税改革では、インプット課税の一般的相殺原則を具体化する制度が必要であり、全ての処理と取引段階での付加価値をカバーする小売売上税と包括的 VAT が最良であるが、小売売上税は行政的に困難である故に、多数の国は VAT を採用した。インドで VAT を採用する場合、検討すべき 5 つの課題がある。

第 1 の課題は、消費税と関税に関する勧告実施後の VAT 導入の利益である。消費税改革の暫定の方策として、累積と名目税率に著しい相違がある場合に中央消費税規則第56-A 条によるインプット課税救済を勧告している。長期的には、一般的形態の税控除の検討が必要であり、VAT 制度か第56-A 条の完全適用によるかどうかは検討すべき別の問題である。第 2 は、消費税、売上税、オクトロイその他の現行間接税制度の包括的 VAT による代替が長期的目的であるべきかという課題である。インドでの包括的 VAT 導入反対論は 2 つある。1 つは、売上税賦課権限の喪失は州政府の自治権の深刻な侵害で、連邦制度を弱めるという政治的主張である。これには政治的判断が必要である。他は、卸売と小売段階での VAT 執行問題で、納税者数が多いことと小商人が VAT に必要な会計処理をするのが困難という行政的主張である。近い将来の小売および卸売段階への VAT 拡張の検討は慎重とはいえないが、州の売上税賦課権限に一定の制限を課し、売上税制度を中央政府レベルの間接税改革に調和するよう再方向付けるべきである。第 3 は、もし包括的 VAT が除外されるならば、VAT はどの段階に限定されるべきかである。この解答は製造者段階付加価値税(MANVAT)制度導入である。連邦制度と製造段階後の VAT 執行問題の解決策は VAT 原則での統合が最良であるが、改革された売上課税制度と結合した MANVAT が次善の策である。第 4 は、改革の量的利

がコストと努力の価値に見合うほどに重要かという課題である。これについては自動車工業に VAT を適用するケースの委嘱研究が、 MANVAT 採用の場合、生産コストのかなり削減になり、インプット課税免除により相対価格の歪みが除去されるという結果を示した。第 5 は、 VAT 行政がインドで実行可能かという課題である。MANVAT 執行について大規模製造業者の対応は困難でなく取扱数も管理可能であるが、小製造業者には問題が生ずる。しかし、消費税収入の大部分は相対的に少数の大規模生産者から徴収されており、深刻な障害とはならない。このように間接税改革での VAT 導入の目的、 VAT 導入形態としての MANVAT の望ましさ、効果と実行可能性を明らかにしている。

MANVAT の具体的な内容では、累積課税排除方法として前段階税額控除法を以下の理由で勧告している。①インプットへの税を各段階で還付する故に、最終生産物の実際の税率と名目税率が等しいことを保証する。②工業で利用される原料は MANVAT を課されるべきでなく、前段階取引高控除法は、税を支払わない原料を含めて全てのコストが課税ベースから差し引かれる故に、原料にも控除を与え収入口料のみならず全段階で一定の原料を控除する。③前段階税額控除法は各段階で正確な付加価値額計算する必要がない故に、運用が容易である。インプット課税救済は、消費税規則第56-A条のような現行控除規定では物的成分のみに適用されるが、 MANVAT では物的成分、消費財在庫および包装材料を含む全てのインプットに適用されるべきである。しかし、投資財控除は、収入と資本集約的生産方法を奨励する故に、認めていない。また、勧告した第56-A条での救済範囲の拡張は、 MANVAT 導入の準備段階の 1 つであるが、現行の制限やチェックが維持されるならば、一般的な適用には行政的および納税協力の問題が伴う。そのため、第56-A条の一般的な適用を暫定的に勧告するが、

長期的解決策は MANVAT 制度への転換である。

単一税率の VAT は簡素性と中立性にとって望ましいが、先進国でさえ、1つ以上の税率と贅沢品への高税率が必要となっており、累進性も、効果の追跡と管理可能で限定的な税率数によって容易に達成される。MANVAT に関しては、大多数の消費生産物への 4 か 5 の適用税率に基づき運用可能であり、基礎原料およびインプットの税率構造の合理化は税率引下げという結果になる。そして、インドの条件では、一定の工業を現行消費税制度の下で高税率で課税すべきで、石油製品、たばこおよびたばこ製品、砂糖、コーヒー、茶とマッチがそれに当たる。これらを MANVAT から除外した理由は、①収入の確保、②新制度運用の行政的負担の削減、③2つの税が適用される生産物で、1つのみが救済適格な場合の税控除にともなう複雑な手続きの回避のため、である。

MANVAT 制度への転換は、税務行政が問題分野を確認し、手続きを試験し、納税者の反応の研究を可能にするため、広範囲なインプット課税による累積課税と弊害が明かな最終生産物(自動車やディーゼルエンジン)を生産する 3 か 4 の工業から開始すべきと勧告している。また、このパイロット・プロジェクトは、収入確保のために広範囲な適用の開始以前に新制度の運用可能性の確認にも必要である。

MANVAT 制度の拡張によって直面する諸問題も検討している。①大規模製造業者が消費税非課税商人からインプットを購入する場合、消費税規則第56-A 条は 2 製造業者間に 1 商人の税控除のみを認めている。MANVAT 制度では、商人が登録を選択するならば、公示税率での支払いを認め、他と同様の税控除請求が許可される。② MANVAT でも現行制度での小生産者の相対的利益の保障が必要であり、理論的に最良の解決策はゼロ税率であるが、実際的方法は、特別制度の下にある小生産者からの

インプット購入に対して製造業者への公示税率での概算税控除である。③年取引高150万から200万ルピー以上の製造業者の場合、多くの困難なしにVATに必要な会計簿の記帳が可能と予測できるが、200万ルピー以下の小生産者には簡易手続き制度が適用され、MANVATの行政的実行可能性が確保される。これによる政府収入減少の危険は重大ではなく、MANVAT制度で管理する単位数が増加しない故に、追加的行政負担も多くならない。しかし、脱税防止のため、MANVATでは会計監査に加えて在庫の物的チェックが必要である。④MANVATの採用勧告が政府により受け入れられるならば、十分な納税者教育プログラムに加え、開発途上国を含む諸国でのVAT運用の研究と詳細な実施プログラムの作成が行われるべきである。⑤MANVATと輸入税および売上税との関係について、長期的にはインプット課税救済は売上税と関税にも与えられねばならないが、輸入税では、収入の重要性の故に不可能であり、その収入要素が同一か類似の国内生産物へのMANVATと等しい相殺関税とすべきである。

註

- 1) 間接税調査委員会への委嘱事項は、『間接税調査委員会報告』第1部の第1節と第2部の序の双方に掲載されている。大蔵大臣の開会演説は付録1として第2部に添付されている。以下の報告の概要では、煩瑣を避けるため各表題横に出所の部と章のみを示す。
- 2) 報告は1977年4月提出の『中間報告』があるが未見であり、本稿では、『最終報告』を対象とする。

また、『最終報告』は1977年10月提出の第1部(13節)と1978年1月提出の第2部(19章と付録22)に分かれており、第1部は主要な結論と勧告を概説しており、第2部は第1部にはない重要工業部門への間接課税の影響分析を含む税制改革に関する調査結果と勧告や提案を詳論しているため、本稿は第2部を分析の主要な対象とする。

- 3) 委員会が間接税と確認した課税権は次の通りである。

[連邦課税権表] 1)輸出税を含む関税。2)次のものを除く、インドで生産もしくは製造されたたばことその他財への消費税；(a)人的消費用のアルコール飲料、(b)あへ

ん、インド大麻とその他麻薬性薬品および麻薬、しかし、アルコールもしくはこの項の上記の物質を含む医薬用および化粧用調合剤を含む。3) 鉄道、海もしくは空で運ばれる財もしくは乗客への通行税(terminal taxes)；鉄道料金と運賃への税。4) 株式取引所および先物市場での取引への印紙税以外の税。5) 為替手形、小切手、約束手形、船荷証券、信用状、保険証券、株式の移転、社債、委任状および受領証に関する印紙税率。6) 新聞の販売もしくは購入と新聞での広告への税。7) 州際取引もしくは商業による新聞以外の財の販売もしくは購入への税。

[州課税権表] 1) 鉱物開発に関する法律によって議会による制限を条件に鉱物権への税。2) 州内で製造もしくは生産される次の財への消費税とインドの他の場所で製造もしくは生産される類似財への同一もしくは低い税率での相殺関税；(a) 人的消費用のアルコール飲料、(b) あへん、インド大麻とその他麻薬性薬品および麻薬、しかし、アルコールもしくはこの項の上記物質を含む医薬用および化粧用調合剤を含まない。3) 消費、利用もしくは販売のための財の地方移入への税。4) 電気の消費もしくは販売への税。5) 第1表の第92A項の規定を条件に新聞以外の財の販売もしくは購入への税。6) 新聞での広告(およびラジオもしくはテレビでの広告放送)以外の広告への税。7) 道路もしくは内陸水路により運ばれる財および乗客への税。8) 第3表の第35項の規定を条件に、機械推進か否にかかわらず道路での利用に適した路面電車を含む車両への税。9) 動物およびボートへの税。10) 使用税(tolls)。11) 娯楽、賭および賭博への税を含む贅沢への税。12) 印紙税に関する第1表の規定で指定する以外の書類に関する印紙税率。

4) 売上税制度改革に関しては、1990年代でも同様に中央消費税との統合か分離かが主要な問題の一つである(GOI[1991a, 1992], Purohit[1991, 1993])。

第3節 報告の特徴と意義

1 報告の特徴

委員会への調査委嘱事項は間接税制度全般にわたっているが、委員会設置の主目的は、税収確保のため間接税制度の所得弾力性を高め、中央と州の複雑な税制を州の相対的財政ポジションに影響を与えることなく浮揚的で効率的な制度に合理化する方策を勧告することであった。これに対して、

委員会報告は間接税の定義と分類から開始し、主要な間接税である中央の消費税と関税、州の売上税、地方のオクトロイの課税ベースおよび減免税措置と税率構造など制度の現状と問題点を同一の課税原則に基づき詳細に分析し、課税権限の異なる制度全体を総合的に合理化する指向性を持って改革勧告している。この包括的分析と間接税制度の総合的合理化指向の改革勧告は、十分にその目的が達成されたとは言い難い点も残されているが、現在にいたるインド間接税制度の研究状況に照らして貴重な成果と評価でき、この包括的分析と総合的間接税改革を目指した点に報告の第1の特徴がある。

消費税制度は広範囲の工業財課税への傾向をもつ拡大消費税制度で、消費税収の品目構成は消費財が半分で残りが資本財とインプットである。税率構造は、消費財には2%から370%までの多数の従量税率が、また、類似品目に異なる税率が適用されるなど多數性と多様性に特徴がある。減免税措置は、600以上の公示により消費者および小生産者の救済、輸出促進、生産奨励、稀少資源保存などの目的で与えられており、税務行政を複雑化している。最終財の累積負担を軽減するインプット課税免除のため消費税規則第56-A条などの規定があるが、適用範囲が制限され限定的効果しか果たしていない。関税は輸入税が収入の大半を占め、原料と中間財への課税が中心である。輸入税は、基礎関税、補助関税と付加輸入税から構成され、基礎関税の税率は30%，40%，60%と100%である。免除措置は低所得層のための食料穀物、工業原料や自由貿易地帯開発などの目的で与えられている。州税の中心である売上税は、単段階、二段階と多段階の異なる方法で賦課されているが、大多数の州は単段階税である。税率は、多段階税の場合には4%で、最終購買者の税率が8%から12%になり、単段階税の場合は4%から7%で、贅沢品が15%である。免税は塩、野菜や手芸品

などに与えられ、食料には一部の州では免税であるが他では譲許税率が適用されている。地方団体の重要な収入であるオクトロイは、地方に移入される財および動物に賦課可能であり、税率は統一性がなく多様である。これら中央の消費税と州の売上税を中心とする間接税は、多重課税の相互作用により消費者の高い総負担、総収入を超える最終生産物での総課税負担の増加、相対価格の歪み、小規模・補助工業の抑制という管理不能で望ましくない効果を生じている。また、間接税負担に関する NIPFP の研究は、間接税の対国民所得比率が1973-74年度に11.2%で、都市と農村の支出階層別負担配分が累進的などの結果を示している。こうした現状分析では、制度の仕組みのみでなく税収の所得弾力性、税の累積負担率、支出階層別および物品別の税負担率の測定や税収予測など経済効果の視点を重視する分析が行われており、こうした分析手法に第2の特徴が見いだされる。

この現状分析によって現行制度の欠陥は明かであり、公平性、成長と効率性の目的を達成できる課税構造を確立する目標と収入目標とを調和することが、間接税改革の基本課題の一つと設定している。そして、政府への十分な収入の保障、消費者の選択に不必要に介入せず累進性の導入が可能で、長期的には優先分野に民間部門の資源を配分し、非必需消費の抑制により貯蓄率を増加し、効率性を促進することを特徴とする間接税構造の再構築が目標である。この間接税構造を基礎に主要4税の改革原則を提示している。消費税制度が所得に非弾力的であるのは狭い課税ベースと従量税率が主要な要因であり、課税ベースの拡大と従価税率への転換とインプット課税による有害な効果を除去する機構をもつ拡大消費税制度の形成が改革の要点である。税率構造は、石油、たばこやマッチを除き4から5の税率数により簡素化し、贅沢品などは高い単一税率とする。拡大消費税制度でのインプット税控除の最良の手段は MANVAT であるが、導入までは暫

定的に消費税規則第56-A条など現行規定と手続きの完全利用の5段階実施を提案している。資本財は、インプット課税救済導入までは名目税率2%での課税が望ましいと考えている。関税とくに輸入税構造は国内工業保護と外国為替の保存を目的に消費税と同一原則に基づく税率引下げによる合理化が必要であるが、収入口スとならない漸次のアプローチを強調している。そして、輸入税収入部分の加工段階でのインプット救済、補助関税の基礎関税への統合、国内生産されないか競合しない輸入財への相殺関税の暫定的廃止が勧告されている。消費税と関税の改革原則の各物品への適用、すなわち具体的な適用税率は、消費財では平均累積税率20%を基準に10%, 20%, 30%と40%の4税率を長期的目標として、基礎原料では25%を判断基準にするよう提案している。しかし、間接税の改革原則では収入確保が基礎条件であり、税率引下げによる収入口スを補填する最終生産物の税率調整、改革の3年以上の段階的実施、収入増加が必要な場合の調達手段として消費税の加重税賦課を提案し、改革の実現可能性を担保している。消費税制度を複雑にしている譲許制度合理化のため、生産・投資の促進目的の譲許には、5年以経過した公示の再検討と5年期限付き公示が、小規模生産者の保護目的の譲許には、年決済額25万ルピー以下を免税するスラブ制度による合理化と簡易手続き拡張による税務簡素化が勧告されている。

現行のあまりに複雑な消費税や関税制度に関する報告の勧告や提案は、明確な改革目的と合理的な原則に基づく課税ベースの拡大、税率構造の簡素化とインプット税控除による制度の合理化を指向し、また、そのための具体的数値を提示している。こうした改革の勧告や提案は現在でも検討に値する評価すべき点であるが、実行可能性の重視と配慮から現行制度の大幅な変更を避ける漸進的内容と慎重な改革プロセスを提案しており、ここに第3の特徴がある。この実行可能性に関連して、税収確保のため間接税

の所得弾力性を高めることは委員会設置の主目的ではあるが、現行税収の維持のみならず必要ならば增收可能な改革提案であることが強調されている。第4の特徴は、政府の改革案受入れを容易とするため改革の基礎条件である税収確保と增收策が重視されていることである。

州財源の売上税の改革では、消費税との統合による包括的付加価値税ではなく、最終段階の単段階税いわゆる「消費税」形態での州税としての継続と、税率、法的、行政的な全国的統一による簡素化が勧告されている。これまでも廃止が勧告されてきた地方団体のオクトロイには、小都市から大都市という2段階廃止が勧告され、代替財源として比例税率取引高税が提案されている。この売上税改革は、中央の消費税を生産・製造段階とする提案との関連から小売段階に限定して税源分離を目指しており、州の売上税課税権に抵触しないよう配慮しているが、地方のオクトロイ廃止と代替税の比例税率取引高税の提案は州の売上税と税源が同一となり、地方財源の確保が十分に保障されないことになる。中央・州・地方の政府レベル間の財源配分では、中央が最優先され、州は現状を保障されるが、地方には十分な財源保障がなく、こうした中央優先の財源配分と合理化に第5の特徴がある。

税務行政改革では、消費税の納付手続きでの遅滞と不確実性については法的期限(3カ月)の規定、関税の通関手続きの迅速化による効率化が勧告されている。税務行政の効率化のため行政機関の再構成、情報制度の強化・整備も勧告されている。この税務行政改革は改革全体の成否を左右する最優先事項と言えるが、1970年代後半という時期を反映してか、税務行政改革の重要性への不十分な認識に基づきイギリス植民地以来の税務行政機構の本格的改革を目指した改革内容とは言えず、ここに第6の特徴がある。¹⁾

この報告で最も注目された付加価値税導入について、連邦制度での州政

府の売上税課税権限と小売および卸売段階での執行問題を理由に、インプット課税控除制度として最良とされる包括的 VAT の近い将来での導入が排除され、消費税と関税の暫定的改革後の MANVAT 導入が実行可能な改革と提案されている。この MANVAT は適用を製造段階に限定する VAT で、前段階税額控除法を採用し、4か5の複数税率を適用する税である。しかし、収入確保などを目的に石油製品やたばこ、砂糖などが適用除外され、投資財は控除せず、年取引高200万ルピー以下の小生産者に適用する簡易手続き制度と非課税商人から購入されるインプットの概算税控除制度を予定している。²⁾そして、MANVAT 制度導入は、消費税の3年以上にわたる段階的改革実施後の長期的な改革プログラムとして、3か4種の工業のパイロット・プロジェクトからの段階的導入が提案されている。MANVAT は包括的 VAT でないが、それをを目指すインドで最初の付加価値税形態の提案あり、調査時期のヨーロッパ諸国での包括的 VAT 導入による間接税改革の展開に着目し、それをかなり詳細に分析した上で提案である。それは評価すべき点であるが、委員会にとって消費税や関税の暫定的改革勧告の実現が最優先事項であり、改革プロセスの明確でない長期的目標に位置づけられている。付加価値税の具体的形態としての MANVAT とそれが長期改革プラン目標にとどまっている点に第7の特徴があり、また、この報告のインド財政および税制上の限界があると言えよう。

2 報告の意義

(1) 政府の対応

委員会報告の第1部は1977年10月に、第2部は1978年1月に大蔵大臣に提出された。これを受け取った政府がこの報告をどのように評価し対応し

たかを、1977-78年度から1979-80年度の予算と税制改正により検討する。

(i) 1977-78年度予算と税制改正 1977年3月に成立したジャナタ党政権は、3月28日に1977-78年度暫定予算を提出した後6月17日に本予算を提出している。したがって、1977-78年度予算は報告の提出前に編成されているが、ジャナタ党政権の経済政策と財政政策の基本方針を確認するため、予算と税制改正の内容を整理したい。

ジャナタ党政権は、不十分な経済成長率と不均等な成長が問題であり、それが貧困線以下の生活水準の人口比率を1960年代より高くしていると、インド経済の現状を認識している。そこで、不十分な成長、圧倒的貧困、失業、地域不均衡の増大と物価上昇が経済課題であり、新政権の経済戦略の中心は農業で、農業と農村開発プログラムの重要性を強調している。予算政策は、簡素さと全ての形態の虚飾の回避という政府の姿勢から非計画支出の最大限の節約を強調し、計画支出では農業、灌漑、電力、農村工業、養蚕、手織機、農村地域の郵便と電話施設、恒久リンク道路や飲料水供給のような広範囲な農村インフラ・プログラムへの支出を増加している。

こうした支出増加に対応する税制改正では、直接税改正は再分配機能の強化と財源調達、法人貯蓄増加、投資への資金誘導、工業成長ペースの加速を、間接税改正は工業競争力の増大と国内需要へ対応するための税率構造の簡素化と合理化を目指した。個人所得税では、基礎税率は変更しないが、課税所得1万ルピー以上の個人の免税点を8千ルピーに引き上げ、所得税加重税の税率が10%から15%に引き上げられて、最高限界税率は66%から69%になった。富裕税では、25万ルピーまでの純資産の税率は変更しないが、それ以上のスラブの税率を0.5%引き上げ、150万ルピー以上の最高スラブは3.5%に1%引き上げた。また、インフレ圧力を考慮して、1977年5月から実施されている所得税納税者の強制預金制度が2年間延長

された。キャピタル・ゲイン課税では、投資可能財源動員のため金融資産譲許に適格な最小保有期間の短縮などの変更が行われた。法人課税では、投資控除制度が低優先大規模工業を除き拡大されたし、承認済み農村開発プログラムへの支出奨励のため会社の課税利益控除と、農村での小規模工業企業設立を刺激するための利益課税控除が認められた。そして、直接税法の簡素化と合理化に関する専門委員会の任命が公表された。

消費税では、追加財源調達のため1975年から賦課された消費税率第68項への1%消費税の2%への引上げなど増税された。そして、手織機および動力織機関係の綿糸と綿織物、小規模製紙工業、マッチ工業、小規模電気工業などは減税された。合理化関係では、脱税や悪慣行が生じている羊毛糸の消費税が原料羊毛などの輸入税の引上げにより代替された。第6次財政委員会勧告により、1976-77年度以来、基礎消費税と同様に州に分与されてきた補助消費税が税構造の簡素化のために基礎消費税に統合された。関税では、時計および部品、新聞用紙などの輸入税が引き下げられた。

以上の改正により直接税が中央政府に9億2千万ルピー、間接税が4億8,600万ルピーの純収入増を予定され、直接税に依存した改正であった。中央政府予算赤字は7億2千万ルピーと見積もられた。(GOI[1977bs, 1977es], RBI[1977])

(ii) 1978-79年度予算と税制改正 1978-79年度予算は表1に示される前年度経済を背景として編成された。GNP成長率は、14.3%増になった良好な農業生産が大きく寄与して8.7%に回復した。工業生産は、重要工業の生産の減速で3.3%増にとどまった。物価では、卸売物価が0.3%増となり、前年度からの上昇傾向が続いた。貨幣供給は、外国為替資産の増加と政府および商業部門への銀行の信用拡大により18.4%増加した。国際収支は、輸出の減速と輸入増加により悪化した。1977-78年度経済の特徴は、

食料および外国為替の不足という経済成長のボトルネックとなる 2 要因の制約がなくなったことと指摘されている。

経済政策では、前年度同様に農業とともに小規模工業と農村工業が失業と貧困の基本的問題の除去に重要と認識され、これを基礎に財政政策が策定されている。開発財源の利用可能性は投資の必要と一致していないが、これは非開発支出の急増と財源ベースの遺漏のために、行政支出での最大限の節約と経済的に正当な理由なしの譲許や補助金の削減が必要である。プロジェクトの計画と実施によって費用効果性を高め、国庫に寄与する公共部門プロジェクトの運用改善と個人および法人の貯蓄増大も緊急に必要である。第 5 次 5 カ年計画の終了にともなう 1978-79 年度年次計画は、開発のための新農業指向および雇用集約的戦略を目指しており、中央計画では、農業、灌漑、電力と農村開発に有利な優先順位の再構成により支出が増加し、州と連邦直轄地の計画支出も增加了。

税制改正の前提として、1977年10月に発表されたジャナタ党経済政策決議に5項目の租税政策原則が提示された。①増大する公共投資支出は公共収入の増大を必要とする。国民は将来の投資に必要な高い課税負担を受け入れねばならない。②課税政策は再分配上の正義を目指すと同時に、担税能力を考慮しなければならない。③租税は徴収に容易で、納税者が何を納税すべきか容易にわかるようにすべきである。④租税は自動的増大と固有の浮揚性をもたねばならない。⑤課税政策は国家成長の刺激を目指し、生産と貯蓄を奨励しなければならない。この原則は一般課税原則と既述の財政政策を反映しているが、高い租税負担を求める第 1 原則が政府の強調したい点であろう。そこで、直接税改正では、貯蓄の促進、事業および専門職での贅沢で浪費的支出の抑制、成長と生産を刺激するための資金誘導が目指された。貯蓄形態の追加財源動員のため、所得税納税者の強制貯蓄率

が引き上げられ、100%控除に適格な生命保険料などの長期貯蓄形態の譲許限度額が引き上げられた。新規工業会社株への投資額の半分が1万ルピーを限度に課税控除され、住宅建設促進のための税譲許が認められた。1974年度から賦課されてきた銀行の貸付と前貸しへの利子税が廃止された。遺産税の免税点が10万ルピーに引き上げられた。そして、昨年度設置された「直接税法委員会」の報告提出を受け、この報告が税法の簡素化と合理化、合理的な査定手続き、訴訟領域の削減と異議申立ておよび付託措置の促進に関する価値ある提案を含むと評価し、政府が受け入れ可能な主要な勧告を可能な限り迅速に実施するため別個の立法を提出するとした。税法に容易に組み入れできる少数の勧告が財政法で提案された(GOI[1978b])。

消費税の増税関係の改正では、電力と石炭に賦課され、農業目的の電力については生産者に税が還付された。消費税率第68項への2%従価税が5%に引き上げられた。開発財源調達のため基礎消費税の税率の1/20で特別消費税が、石炭、電力と第68項を除き賦課された。減免税では、小規模製造業者の振興と企業家の基礎の拡大のため、年決済額が150万ルピーを超えない指定69品目の中規模製造業者の決済額50万ルピーが免税された。この小規模単位の基準に『間接税調査委員会報告』が留意されている。石油価格委員会の勧告に従い、潤滑油とグリースの税率が合理化された。関税関係では、間接税調査委員会勧告を考慮して、資本コスト引下げのため国内生産されない指定の資本備品の税率が引き下げられた。

以上の税制改正により直接税では2億5,500万ルピー、消費税と関税では49億9千万ルピー(中央政府に45億4千万ルピー、州政府は9億5,500万ルピー)の追加財源が調達され、利子税廃止を含めた中央への純収入は34億6千万ルピーと概算された。前年度とは対照的に間接税とくに消費税に依存した追加財源調達によっても予算赤字は105億ルピーと見積もられた。

『間接税調査委員会報告』の提出をうけて、大蔵大臣は、予算演説で次のような取扱いを表明した。中央消費税と関税のパターンの再構築、小規模部門を支援する方策、所得弾力的とするための税率の一般的な再方向づけ、最終生産物の原料や構成部分への税の累積効果を回避するための付加価値税導入の望ましさ、州政府と地方団体の間接税について勧告している。政府はこれら勧告を注意深く調査してきたし、いくつかの勧告は税制改正に組み込まれており、税制の大きな再構築を要するその他の勧告は一層の研究を必要とする。この政府の取扱いでは、報告第2部提出約1カ月後の予算編成という時間的制約もあり、当面の対応とならざるをえない点はあるが、実施に移された勧告は僅かで、税制の再構築となる主要な勧告は一層の研究が必要として実施について慎重な姿勢が示された。

1977-78年度の『経済白書』は、「税制合理化の方策」と題する節で『間接税調査委員会報告』の評価と政府の対応を整理している。①インプット課税は、資源配分の意図せざる歪みとなるばかりか累積課税その他の効果によるコストの段階的拡大となる間接税制度の主要な欠陥の1つであり、最終生産物課税への漸進的移行と付加価値税の修正形態の導入が勧告された。②間接税制度合理化の主な障害は異なる政府レベルでの物品課税で、諸政府による多段階課税については現行憲法の枠組み内で物品課税パターンの統一と多段階課税による悩みを減らす試みがなされねばならない。③一般的印象とは対照的に、物品課税の支出グループ別税負担配分は累進的であるが、最低支出グループは消費税や売上税を負担しており、政府は貧困層が最大限可能な程度まで税負担を免れるよう努力をするであろう。付加価値税導入問題に関連する消費税と関税に関する委員会提案は予算上の含意と行政的実行可能性に照らして検討されねばならず、注意深い調査を必要とする。この経済白書の整理は、報告の調査結果と勧告や提案に踏み

込んだ検討を加えているわけではなく、先の大蔵大臣予算演説の内容を再確認するにとどまっている。(GOI[1978bs,1978es], RBI[1978])

(iii) 1979-80年度予算と税制改正 1979-80年度予算編成の背景となる前年度経済は表1のように順調であった。GNP成長率は5.8%で、農業の2年連続の豊作による食料在庫増加と成長率7.5%の工業生産の順調な回復が寄与している。物価は卸売物価上昇率4.6%と相対的な安定を示した。貨幣供給の増加と国際収支の悪化は継続しているが、外国為替準備は海外送金と援助により増加した。経済政策は、貧困と失業の撲滅を目標とする農業および農村開発プログラムが重点であった。中央政府総支出および総収入は1978-79年度修正概算より減少した。これは第7次財政委員会勧告を実施した結果であった。

租税政策は、①所得不均衡の縮小、②貧困除去のための生産増加と浪費の回避、③農業生産の刺激、労働集約的生産技術の奨励と小規模および家内工業の競争力改善による失業および不完全雇用の除去を目標とした。直接税関係の税制改正では、個人所得税の加重税率が15%から20%へ引き上げられ、最高限界税率は69%から72%になった。所得税納税者の強制預金制度がさらに2年間延長された。一定の優先資産へ再投資された長期資産移転のキャピタル・ゲイン免税が廃止された。長期貯蓄への譲許が修正され、最初の5千ルピーを超える貯蓄の控除率が引き下げられた。法人所得税の加重税率も5%から7.5%へ引き上げられた。所得税法第11付則に列記された非優先工業企業へのタックス・ホリディ税譲許が廃止された。減税関係では、農村銀行業促進のため、指定商業銀行の不良および疑わしい債務のための準備を所得税から控除した。農業借換開発銀行が法人税を免除された。資産の不公平改善のため、富裕税の高資産額スラブの税率が引き上げられた。

消費税関係では、全ての化学肥料の税率が引き下げられ、未製造たばこが付加消費税を含め完全免除された。増税では、未製造たばこ免除に対応して製造紙巻きたばこの税率が引上げ調整され、奢侈や半奢侈品、耐久消費品の税率も引き上げられた。石油製品の消費抑制のため自動車用アルコール、高スピード・ディーゼル油と灯油の税率が引き上げられた。消費税率第68項の税率が従価5%から8%へ引き上げられ、基礎消費税の税率の1/20での特別消費税が1年間延長された。間接税調査委員会の勧告に対応する改正では、消費および最終生産物の税率再構築のため、実効消費税率数が28から16へ減らされ、また、実験の方策として、インプットへの見積控除(proforma credit)が機械(engineering)工業のいくつかの生産物に拡張された。委員会の勧告によるとは指摘されていないが、公示の再検討といいくつかの修正および廃止が行われた。関税関係では、動力耕運機とPVC樹脂輸入が免除され、消費税率第68項に関連する消費税率引上げに対応して、この項に記載の輸入品への相殺関税が廃止されたが、輸入食料油へ基礎関税が賦課され、補助関税も1年間継続された。郵便、電報・電話の料金が引き上げられた。以上の税制改正による追加財源の約90%が間接税とくに消費税により調達され、前年度同様に間接税依存の財源調達であった。中央政府予算赤字は138億2,300万ルピーと見積もられた(GOI[1979bs, 1979es], RBI[1979])。

1979-80年度の税制改正では、消費税の合理化を目指す税率数の削減とインプット課税控除のための現行見積控除制度の拡張が実験的に試みられている。これらの改正は委員会勧告の一部具体化と評価できるが、報告全体から見れば極めて限定的な内容であり、また、今年度の税制改正では、報告の基本的勧告と矛盾する増税措置が実施されている。このようにジャナタ党政権2年目の予算の税制改正は、相対的には良好な経済状態を背景

としていたが、間接税改革の本格的開始もしくは主要な勧告の実施に価するとは言い難く、また、今後の改革プロセスないし展望も示しておらず、当面の追加財源調達のための増税を軸とする税制改正に終わっている。

その後、1980年1月に実施された第7次下院議院選挙でインディラ・ガンディーの会議派(I)が圧勝した結果、同年3月11日にインディラ政権により1980-81年度暫定予算が提出され、6月18日に本予算が提出された。しかし、復帰したインディラ政権の大蔵大臣予算演説は、『間接税調査委員会報告』に全く言及していないし、税制改正においても関連する内容は見いだされない。このように間接税改革は試行段階といえ、皮肉にも1970年代後半に改革を指向したインディラ政権がジャナタ党政権の崩壊により1980年代初頭に復帰するとともに停止を余儀なくされた(GOI[1980bs, 1980es], RBI[1980])。

(iv) 中央政府財政の動向 1977-78年度から1979-80年度までの税制改正の中央政府財政への影響を検証する。

収支では、経常収支は表2から1977-78年度と1978-79年度は予算概算での赤字が決算では黒字になったが、1979-80年度は決算でも69億4,100万ルピーの赤字になった。資本収支は赤字が拡大傾向をたどり、1979-80年度決算では173億9,100万ルピーの赤字になった。この傾向を反映し、予算収支の赤字はこの3年間で大きく増大し、1979-80年度決算では243億3,200億ルピー、1976-77年度決算の赤字の約19倍、GDP比2.12%に達した。この赤字の大部分はインド準備銀行の大蔵省証券保有の増大によりまかなわれ、収支状況からみる限り、ジャナタ党政権下の財政状況は3年間に急激に悪化したと言える。この悪化は1979-80年度を1976-77年度に比較すると、経常支出が42.6%増、資本支出30.7%増に対して、経常収入が29.6%増、資本収入が9.9%増にとどまっており、支出増加に収入が追いつかなかつ

た結果である。決算ベースでは、資本支出が1977-78年度と1978-79年度に経常支出を上回って増加したが、1979-80年度には10.0%減に抑制されており、1979-80年度の赤字拡大に対応する支出抑制策が特徴的である。

支出では表3から、決算ベースで、経常支出の開発支出の構成比が経済サービスの増加を反映し、1976-77年度の37.5%から1979-80年度の41.9%へ増加し、非開発支出では利子・債務償還の構成比の増加が目立った変化である。資本支出でも開発支出の経済サービスの増加により構成比が上昇し、非開発支出が低下しており、予算政策での農業および農村開発プログラムの重視を反映している。これは表5より国民経済計算上の分類での移転支出とくに経常支出移転の構成比の増加と一致している。

収入では、経常収入の税収比率は、表4より決算ベースで1977-78年度に72.1%に低下したが、その後76%前後に回復した。1977-78年度には法人税と関税の構成比が1976-77年度と比べて増加し、所得税は減税を反映して低下した。1978-79年度には、1977-78年度に比較して、法人税の構成比が低下し、関税と消費税は増加し、間接税増税の効果が現れている。1979-80年度は、1978-79年度と比べ、法人税と関税の構成比は増加しているが、増税により粗収入では増加している消費税は、州への分与比率増加を反映して構成比が大きく低下している。このように経常収入の税収については各年度の税制改正を反映する構成比の変化を読み取ることができる(RBI[1977, 1978, 1979, 1980])。

註

- 1) 中央消費税塩税法など税法と税務行政組織は基本的に独立前から継続されているが、1970年代にはブラックマネー問題が深刻化しており、間接税のみならず直接税の税務行政改革も既に緊急の課題であった(IDE[1976])。
- 2) MANVAT の付加価値の定義による VAT タイプ分類は、包括的 VAT でないた

め報告では検討されていないが、ヨーロッパ諸国での消費タイプ VAT 制度採用の検討に基づき MANVAT での前段階税額控除法の採用を提案している(第12章)。MANVAT は消費タイプの VAT を目指していると推測可能であるが、投資財控除を認めておらず、総生産タイプと言えよう(Shoup[1970])。

まとめ

『間接税調査委員会報告』への反応ないし議論は極めて僅かで、管見では以下で整理するグラチ(I. S. Gulati)論文以外ほとんど見いだしえない。¹⁾

間接税の累積課税に関する委員会の観察は、少なくとも累進性に関する限り、委員会の調査結果により全く確証されない。すなわち、委員会の委嘱した税負担研究は家計消費支出別グループの負担の累進性を明らかにしているが、所得別の負担は最高レベルでは逆進的になる傾向があることを委員会も気づいている。したがって、累進性を根拠に中央集権化もしくは1つの規律の下に諸課税当局を入れる報告の提案は説得力はないと委員会報告の基本方針を批判したうえで、個別問題を検討している。

インプット課税による累積課税は望ましくない結果をもたらすが、しばしば経済的および／もしくは行政的根拠でインプット課税に依存されねばならなかった。インプット課税の根拠とくに経済的根拠が有効である場合には、最終段階での相殺になんら問題はないが、全体的目的は挫折せられるであろう。インドの現発展段階では、経済的根拠は一層有力になり、インプット税相殺の包括的制度の弁護論は極めて弱くなるし、VAT の弁護論も MANVAT でさえさらに弱い。また、新工業と旧開発割戻しもしくは新投資控除の奨励のため資本財課税の税率を低く維持するという報告の勧告は、あらゆる工業内部に労働による資本代替のかなりの余地があり、資本財の譲許的取扱いが資本集約工業への選択に有利となることを無視し

ており、反雇用であると批判している。

消費税の税率カテゴリー数の削減勧告は合理的であるが、税率数の削減とその範囲を狭くするかどうかは、時期により異ならざるをえない判断の問題である。消費税を従量税から従価税への転換により所得弾力性を高める提案は正しい。輸入税に関して大きな改革は提案されていないが、委員会は輸入税率引下げを弁護している。

インプットに影響し最終生産への負担を混乱させるという根拠で売上税を批判することは不公正である。すなわち、インプットへの売上課税では、譲許は州外の最終消費者にも利用可能であり、その負担が州外の消費者のみにかかるわけではない。州際売上税の徴収が発展した州に有利という事実は、農業インプットが州際課税を逃れているという変則的な法的状態ほどには州際課税の不公平に反映していない。委員会は州際売上税の税率の4 %から1 %への引下げよりも法的変則の除去を勧告すべきである。また、売上税を最終段階の単段階課税制度にすべきという委員会勧告は少なくとも受け入れられるが、この提案は課税段階と課税ポイントが取引経路により各品目について決定されるという事実を無視している(Gulati[1978])。

以上のグラチ論文は、『間接税調査委員会報告』を総合的に検討していないが、間接税の累積課税効果、累進性、インプット課税や資本財課税に関する基本認識が報告とは異なっており、報告の勧告の一部を正当と認めながらも、勧告や提案の全体的評価は否定的である。ただ、課税分野における中央集権化のバイアスという批判は、第3節で明らかにした中央優先の税源配分という報告の1つの特徴を指摘しており評価できる。しかし、州売上税のパフォーマンスは良好であり、消費税以上の所得弾力性を示しているという主張は州の売上税課税権擁護にバイアスしている。また、グラチは州の売上税を擁護しているが、地方の課税権とくにオクトロイについ

て言及しておらず、州を含めた地方税制度の視点からの中集権化批判としては、説得力が弱いと言えよう。この報告内容への批判とは別にグラチ論文で注目すべき点は、報告が政治的判断により無視されるという指摘であり、報告に関する当時の政府当局の評価を反映していると推測される。

『間接税調査委員会報告』は、包括的な調査委嘱事項に関する勧告の政府受入れを容易とするため、実現可能性を重視し、税収確保を前提とする漸進的な内容の慎重な段階的改革プログラムを、とくに付加価値税については包括的付加価値税ではなく限定的な MANVAT を提案した。委員会の間接税制度全体の調査は、1950年代半ばの『税制調査委員会報告』から1990年代初めの『税制改革委員会報告』までの時期で最も包括的で総合的であり、また、消費税改革での付加価値税導入に関して、ヨーロッパ諸国の間接税改革で導入された VAT の検討を基礎に MANVAT という具体的形態を与えたことは、その先駆性という点で評価されるべきであろう。しかし、この報告の主要な勧告や提案は一部を除きほとんど政府により実施されず、とくに MANVAT 提案は現行制度の一部拡張という試行にとどまった。その報告の内容に係わる理由として、グラチ論文から推論できるように、中央・州・地方政府間の税源配分という点のみならず、間接課税による累積課税効果、累進性、インプットや資本課税と付加価値税導入という基本問題に関して、報告の受容を可能とする税務当局と租税研究レベルでの共通認識が確立されていなかったというインド租税制度の現状および租税理論研究上の限界性が指摘できるであろう。そして、より重要な理由は改革を実行する政府をめぐる政治状況の変化に求められるであろう。

インディラ・ガンディー政権は非常事態宣言下という緊迫した政治状況において、間接税制度の簡素化、合理化による税収確保を目指し、とくに税収の大半たる中央消費税への付加価値税導入を中心とする間接税改革を

企図し、間接税調査委員会を任命した。インディラ政権のこうした間接税改革の企図は積極的に評価すべきであろう。しかし、報告は、調査委嘱したインディラ政権ではなくそれを打倒したジャナタ党政権に提出された。ジャナタ党政権は農業と農村開発を重視する経済政策と財政政策の展開において、間接税改革を主要な課題としていなかったし、財政運営では予算赤字増大による開発財源調達が重要で緊急の課題となり、報告提出時の税制改正では消費税を中心とする間接税増税に依存せざるをえない財政状態であった。報告の勧告を実現不可能とした最大の障害はこの政治状況の大きな変化であったし、ジャナタ党政権の経済政策と財政状態も間接税改革の本格的実行を不可能にした理由であった。そして、1979年7月には政権内部の対立が表面化し、1980年1月の第7次下院議院選挙によりインディラ・ガンディー率いる会議派(I)が政権に復帰するが、その経済政策に間接税改革は組み込まれていなかった(IDE[1981])。こうして1970年代後半の間接税改革は、未完というよりも『間接税調査委員会報告』のみを成果とする試行段階の改革として、1980年代後半のラジーブ・ガンディー政権に委ねられることになったのである。²⁾

註

- 1) インドの代表的な社会科学専門誌である *Economic and Political Weekly* の掲載論文を見る限りでは、間接税改革を対象とした論文はグラチ論文以外になく、1970年代後半における直接税に比べ間接税制の中心である消費税への専門的関心の低さが推測される。
- 2) ラジーブ・ガンディーは、インディラ・ガンディー暗殺後の1984年12月の第8次下院議院選挙で圧倒的勝利を得て、経済自由化を目指す新経済政策を開始するが、この重要な一環として『長期財政政策』が策定された。この中核である計画財源調達のための税制改革案が実行に移された。間接税では消費税への MODVAT 導入が中心的改革であり、1990年代の間接税改革を視点とすると改革の第1段階を形成することになった(GOI[1985], 山本[1990])。

表1 主要経済指標の動向(前年度増減率) (単位: %, 千万ルピー)

年 度	GNP 成長率	農業生産	工業生産	卸売物価	通貨供給 (M 3)	外国為替 資産
1975-76	9.9	15.2	7.2	-6.5	15.0	1885
1976-77	0.6	-7.0	9.6	12.0	23.6	3242
1977-78	8.7	14.3	3.3	0.3	18.4	5224
1978-79	5.8	3.8	7.6	4.6	21.9	5822
1979-80	-4.7	-15.2	-1.4	21.4	17.7	5930
1980-81	7.5	15.6	4.0	16.7	18.1	5542

(註) GNP 成長率は1970-71年度価格を基準としている。

卸売物価は1970-71年度を100としている。

外国為替資産は、金と SDR を含む年度末の数値である。

〔出所〕 GOI [1986es]

表2 中央政府財政収支の推移

(単位: 千万ルピー, %)

年 度	経 常 勘 定			資 本 勘 定			予算収支	予算収支 GDP比率	GDP (市場価格)
	収入	支出	収支	収入	支出	収支			
1974-75	予算	5640	5408	232	3598	3956	-358	-126	
		11.0	13.2		9.8	8.0			
	修正	6485	5860	625	3492	4742	-1250	-625	
	決算	6557	5793	764	3296	4781	-1485	-721	0.98 73235
		29.3	19.8		-9.6	13.5			
1975-76	予算	7092	6491	601	3951	4799	-848	-247	
		25.7	20.0		9.8	21.3			
	修正	8023	7117	906	4679	6075	-1396	-490	
	決算	8076	7189	887	4697	5950	-1253	-366	0.46 78761
		23.2	24.1		42.5	24.5			
1976-77	予算	8220	7690	530	5088	5946	-858	-328	
		15.9	18.5		28.8	23.9			
	修正	8507	8554	-47	5900	6278	-378	-425	
	決算	8752.7	8440.5	312.2	5572.8	6015.7	-442.9	-130.7	0.15 84894
		8.4	17.4		18.7	1.1			
1977-78	予算	9541.3	9737.3	-196.0	6754.9	7174.0	-419.1	-615.1	
		16.1	26.6		32.8	20.7			
	修正	9778.7	9743.2	35.5	6158.6	7168.9	-1010.3	-974.8	
	決算	9792.1	9362.3	429.8	5588.5	6951.3	-1362.8	-933.0	0.97
		11.9	10.9		0.3	15.5			
1978-79	予算	10812.4	10958.1	-145.7	7198.8	8590.3	-1391.5	-1537.2	
		13.3	12.5		6.6	19.7			
	修正	11019.8	11148.3	-128.5	7218.3	9235.3	-2017.0	-2145.5	
	決算	11239.9	10947.6	292.3	6938.3	8736.3	-1798.0	-1505.7	1.45 104190
		14.8	16.9		24.2	25.7			
1979-80	予算	11182.4	11396.3	-213.9	6654.9	7823.3	-1168.4	-1382.3	
		3.4	4.0		-7.6	-8.9			
	修正	11176.8	12047.5	-870.7	6153.3	7982.9	-1829.6	-2700.3	
	決算	11339.5	12033.6	-694.1	6125.0	7864.1	-1739.1	-2433.2	2.12 114356
		0.9	9.9		-11.7	-10.0			

(註) 各年度の予算と決算の収入および支出の下段の数値は前年度増減率を示す。
各収支の-は赤字を示す。

[出所] RBI [1974, 1975, 1976, 1977, 1978, 1979, 1980, 1981], GOI [1991b, 1994es] より作成した。

表3 インド中央政府予算経常支出・資本支出の構成

	1974-75年度				1975-76年度				1976-	
	予 算		決 算		予 算		決 算		予 算	
I 経常支出総額	5408	100.0	5793	100.0	6491	100.0	7189	100.0	7690	100.0
1 開発支出	1574	29.1	1758	30.3	2038	31.4	2157	30.0	2529	32.9
a 社会・コミュニティ サービス	451	8.3	427	7.4	483	7.4	520	7.2	577	7.5
b 経済サービス	603	11.2	799	13.8	956	14.7	996	13.9	1169	15.2
食料補助金	100	1.8	295	5.1	295	4.5	250	3.5	300	3.9
c 一般サービス	1	0.0	—	—	1	0.0	—	—	-2	-0.0
d 開発目的の州・ UT補助	519	9.6	532	9.2	598	9.2	641	8.9	785	10.2
2 非開発支出	3834	70.9	4035	69.7	4453	68.6	5032	70.0	5161	67.1
a 徹税	73	1.3	75	1.3	85	1.3	93	1.3	100	1.3
b 会計監査	45	0.8	48	0.8	56	0.9	55	0.8	62	0.8
c 利子支払・債務償還	975	18.0	1001	17.3	1188	18.3	1228	17.1	1432	18.6
d 行政サービス	389	7.2	320	5.5	333	5.1	389	5.4	361	4.7
e 国防(N)	1680	31.1	1920	33.1	2036	31.4	2251	31.3	2286	29.7
f 非開発目的の州・ UT補助	528	9.8	528	9.1	560	8.6	648	9.0	582	7.6
g 通貨・造幣	—	—	—	—	6.1	—	22.7	—	3.9	—
その他一般サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
h 地方団体への保障・ 譲渡	18	0.3	16	0.3	17	0.3	15	0.2	16	0.2
i 技術・経済協力	43	0.8	40	0.7	40	0.6	40	0.6	49	0.6
j その他	83	1.5	138	2.4	293	4.5	313	4.4	273	3.6
253.0					253.0		126.8		-6.8	
II 資本支出総額	3956	100.0	4781	100.0	4799	100.0	5950	100.0	5946	100.0
1 開発支出	970	24.5	1419	29.7	1281	26.7	1788	30.1	1614	27.1
a 社会・コミュニティ サービス	64	1.6	52	1.1	61	1.3	81	1.4	93	1.6
b 経済サービス	899	22.7	1367	28.6	1213	25.3	1707	28.7	1515	25.5
c 一般サービス	—	—	—	—	7	0.1	—	—	6	0.1
2 非開発資本支出	253	6.4	211	4.4	251	5.2	462	7.8	275	4.6
a 国防	235	5.9	192	4.0	238	5.0	221	3.7	258	4.3
b その他	18	0.5	19	0.4	13	0.3	241	4.1	17	0.3
3 貸付・前貸し	2234	56.5	2629	55.0	2744	57.2	3151	53.0	3391	57.0
22.8					22.8		19.9		23.6	
4 債務償還	499	12.6	522	10.9	523	10.9	549	9.2	666	11.2
a 国内貸付	202	5.1	215	4.5	207	4.3	205	3.4	275	4.6
b 対外貸付	297	7.5	307	6.4	316	6.6	344	5.8	391	6.6
					6.4		12.1		23.7	

(註)各項目の上段は支出額、下段は前年度増減率、右側は経常支出と資本支出別の構成比率を示す。

Report on currency and Finance での分類が1977-78年度に変更され、経常支出の非開発支出の「その他」がなくなり同様に、資本支出の開発支出の「一般サービス」は1977-78年度までは非開発支出の「その他」に含められている

〔出所〕 RBI [1974, 1975, 1976, 1977, 1978, 1980, 1981] より作成した。

(単位：千万ルピー,%)

7年度		1977-78年度				1978-79年度				1979-80年度			
決算		予算		決算		予算		決算		予算		決算	
8440.5	100.0	9737.3	100.0	9362.3	100.0	10958.1	100.0	10947.6	100.0	11396.3	100.0	12033.6	100.0
17.4		26.6		10.9		12.5		16.9		4.0		9.9	
3161.9	37.5	3933.2	40.0	3646.0	38.9	4525.0	41.3	4512.2	41.2	5022.7	44.1	5044.0	41.9
46.6		54.0		15.3		16.2		23.8		11.0		11.8	
608.5	7.2	712.9	7.3	656.0	7.0	775.3	7.1	725.3	6.6	819.6	7.2	772.4	6.4
17.0		23.6		7.8		8.0		10.6		5.7		6.5	
1499.4	17.8	1835.6	18.9	1783.2	19.0	1980.5	18.1	2034.0	18.6	2425.3	21.3	2421.9	20.1
50.5		57.0		18.9		7.9		14.1		22.5		19.1	
506.0	6.0	460.0	4.7	480.0	5.1	456.0	4.2	570.0	5.2	560.0	4.9	600.0	5.0
102.4		53.3		-5.1		-0.9		—		22.8		5.3	
1.0	0.0	3.0	0.0	2.0	0.0	3.9	0.0	1.4	0.0	4.9	0.0	2.9	0.0
—		150.0		100.0		30.0		-30.0		25.6		107.1	
1053.0	12.5	1342.0	13.8	1204.8	12.9	1765.3	16.1	1751.5	16.0	1772.9	15.6	1846.8	15.3
64.3		71.0		14.4		31.5		45.4		0.4		5.4	
5278.6	62.5	5843.8	60.0	5716.3	61.1	6433.1	58.7	6435.4	58.8	6373.6	55.9	6989.6	58.1
4.9		13.2		8.3		10.1		12.6		-0.9		8.6	
95.8	1.1	109.6	1.1	99.7	1.1	123.2	1.1	110.6	1.0	129.3	1.1	116.4	1.0
3.0		9.6		4.1		12.4		10.9		5.0		5.2	
52.1	0.6	55.6	0.6	49.4	0.5	58.3	0.5	53.4	0.5	61.7	0.5	57.4	0.5
-5.3		-10.3		-5.2		4.9		8.1		5.8		7.5	
1487.7	17.6	1722.1	17.7	1646.4	17.6	2028.4	18.5	1983.9	18.1	2269.7	19.9	2292.1	19.0
21.1		20.3		10.7		17.8		20.5		11.9		15.5	
389.0	4.6	431.9	4.4	149.1	1.6	188.0	1.7	442.8	4.0	498.0	4.4	479.2	4.0
0.0		19.6		-61.7		-56.5		197.0		164.9		8.2	
2347.2	27.8	2476.3	25.4	2385.9	25.5	2651.6	24.2	2613.9	23.9	2754.6	24.2	3093.6	25.7
4.3		8.3		1.6		7.1		9.6		3.9		18.4	
568.8	6.7	664.4	6.8	755.9	8.1	746.7	6.8	883.0	8.1	328.8	2.9	564.4	4.7
-12.2		14.2		32.9		12.4		16.8		-56.0		-36.1	
279.5	3.3	311.4	3.2	304.5	3.3	311.3	2.8	266.7	2.4	242.9	2.1	304.9	2.5
—		—		8.9		0.0		-12.4		-22.0		14.3	
16.9	0.2	17.3	0.2	18.8	0.2	19.5	0.2	20.2	0.2	20.5	0.2	23.4	0.2
12.7		8.1		11.2		12.7		7.4		5.1		15.8	
41.6	0.5	55.2	0.6	48.4	0.5	65.5	0.6	60.9	0.6	68.1	0.6	58.2	0.5
4.0		12.7		16.3		18.7		25.8		4.0		-4.4	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6015.7	100.0	7174.0	100.0	6951.3	100.0	8590.3	100.0	8736.3	100.0	7823.3	100.0	7864.1	100.0
11.1		20.7		15.6		19.7		25.7		-8.9		-10.0	
1547.9	25.7	1732.3	24.1	1969.1	28.3	2257.2	26.3	1887.8	21.6	2226.3	28.5	2138.8	27.2
86.6		7.3		27.2		30.3		-4.1		-1.4		9.6	
103.9	1.7	118.5	1.7	103.9	1.5	130.1	1.5	104.6	1.2	149.4	1.9	105.5	1.3
28.3		27.4		0.0		9.8		0.7		14.8		0.9	
1444.0	24.0	1604.4	22.4	1865.2	26.8	2112.8	24.6	1783.2	20.4	2025.3	25.9	2033.3	25.9
-15.4		5.9		29.2		31.7		-4.4		-4.1		14.0	
—	—	9.4	0.1	—	—	14.3	0.2	—	—	51.6	0.7	—	—
		56.7				52.1				260.8			
302.3	5.0	512.1	7.1	273.5	3.9	563.3	6.6	529.8	6.1	296.0	3.8	300.6	3.8
-34.6		86.2		-9.5		10.0		93.7		-47.5		-43.3	
215.4	3.6	275.2	3.8	247.7	3.6	293.4	3.4	253.7	2.9	295.4	3.8	262.0	3.3
-2.5		6.7		15.0		6.6		2.4		0.7		3.3	
86.9	1.4	236.9	3.3	25.8	0.4	269.9	3.1	276.1	3.2	0.6	0.0	38.6	0.5
-63.9		1293.5		-70.3		13.9		970.2		-99.8		-86.0	
3517.4	58.5	4399.8	61.3	4155.0	59.8	5189.5	60.4	5665.5	64.9	4608.0	58.9	4720.1	60.0
11.6		29.7		18.1		17.9		36.4		-11.2		-16.7	
648.1	10.8	529.8	7.4	553.7	8.0	580.3	6.8	653.2	7.5	693.0	8.9	704.6	9.0
18.1		-20.5		-14.6		9.5		18.0		19.4		7.9	
278.1	4.6	129.2	1.8	124.5	1.8	180.2	2.1	183.3	2.1	297.5	3.8	294.4	3.7
35.7		-53.0		-55.2		39.5		47.2		65.1		60.3	
370.0	6.2	400.6	5.6	429.2	6.2	400.1	4.7	469.9	5.4	395.5	5.1	410.2	5.2
7.6		2.5		16.0		-0.1		9.5		-1.1		-12.7	

)、「通貨・造幣その他一般サービス」が加えられている。
(N)は純支出を示す。

表4 中央政府予算経常収入・資本収入の構成

	1974-75年度				1975-76年度				1976-	
	予 算		決 算		予 算		決 算		予 算	
I 経常収入総額	5640	100.0	6557	100.0	7092	100.0	8076	100.0	8220	100.0
1 税収総額	4299	76.2	5097	77.7	5436	76.6	6010	74.4	6257	76.1
a 所得税(G)	709		874		25.7		23.2		15.9	
(N)	218	3.9	362	5.5	26.4		17.9		15.1	
(N)					791		1214		957	
(N)					11.6		38.9		21.0	
b 法人税	661	11.7	709	10.8	248	3.5	480	5.9	308	3.7
c その他所得・支出税、利子税	—	—	11	0.2	13.8		32.6		24.2	
d 遺産税(N)	—	—	1	0.0	1	0.0	3	0.0	1	0.0
e 富裕税	40	0.7	39	0.6	43	0.6	54	0.7	52	0.6
f 贈与税	4	0.1	5	0.1	7.5		38.5		20.9	
g 印紙・登録税	12	0.2	14	0.2	25.0		0.0		0.0	
h 関税(N)	936	16.6	1333	20.3	1284	18.1	1419	17.6	1507	18.3
i 消費税(G)	3044		3231		3720		3845		4093	
(N)	2346	41.6	2528	38.6	2899	40.9	2988	37.0	3124	38.0
(N)					22.2		19.0		10.0	
j 売上税	47	0.8	56	0.9	61	0.9	77	1.0	84	1.0
k 州消費税	10	0.2	15	0.2	14	0.2	16	0.2	17	0.2
l 自動車税	4	0.1	4	0.1	40.0	6.7	4	0.0	4	0.0
m 貨物・乗客税	12	0.2	9	0.1	0.0		0.0		0.0	
n その他物品・サービス税	9	0.2	11	0.2	11	0.2	11	0.1	11	0.1
2 税外収入総額	1341	23.8	1460	22.3	1656	23.4	2066	25.6	1963	23.9
a 利子収入	862	15.3	775	11.8	933	13.2	934	11.6	1056	12.8
b 配当・利潤	191	3.4	208	3.2	196	2.8	195	2.4	226	2.7
c 財政サービス(通貨・造幣)	36	0.6	36	0.5	34	0.5	50	0.6	48	0.6
d 一般サービス	48	0.9	90	1.4	-5.6		38.9		41.2	
e 社会サービス	62	1.1	49	0.7	46	0.6	232	2.9	120	1.5
f 経済サービス	142	2.5	302	4.6	14.5		157.8		160.9	
g 外国・国際機関の現金贈与	—	—	—	—	164.8	5.3	587	7.3	299	3.6
II 資本収入総額	3598	100.0	3296	100.0	3951	100.0	4697	100.0	5088	100.0
1 国内市場貸付(N)	498	13.8	481	14.6	9.8		42.5		28.8	
2 証券応募(任意公開制度)	—	—	—	—	325	8.2	456	9.7	535	10.5
3 その他債務	-9	-0.3	3	0.1	-34.7		-5.2		64.6	
4 対外貸付(N)	553	15.4	551	16.7	613	15.5	1072	22.8	815	16.0
5 少額貯蓄	360	10.0	277	8.4	380	9.6	393	8.4	390	7.7
6 公的準備基金	5	0.1	5	0.1	5	0.1	12	0.3	7	0.1
7 州準備基金	114	3.2	186	5.6	0.0		140.0		40.0	
8 貸付返済	1080	30.0	1191	36.1	145	3.7	222	4.7	184	3.6
9 外国為替準備特別借り入れ	—	—	—	—	27.2		19.4		26.9	
10 鉄道準備基金	26	0.7	46	1.4	29.3		1485	31.6	1497	29.4
11 非政府準備基金の特別預金	—	—	—	—	-88.5		24.7		7.3	
12 強制預金のRBI特別借り入れ	—	—	—	—	0.1		-89.1		40	0.8
13 その他収入	472	13.1	34	1.0	563	14.2	276	5.9	912	17.9
					19.3		711.8		62.0	

(註)各項目の上段は支出額、下段は前年度増減率、右側は経常支出と資本支出別の構成比率を示す。(G)は粗収入、(N)純収入を示す。

[出所] 表3に同じ。

1970年代後半インドの間接税改革

— 181 —

7年度		1977-78年度				1978-79年度				1979-80年度			
決算		予算		決算		予算		決算		予算		決算	
8752.7	100.0	9541.3	100.0	9792.1	100.0	10812.4	100.0	11239.9	100.0	11182.4	100.0	11339.5	100.0
8.4		16.1		11.9		13.3		14.8		3.4		0.9	
6581.0	75.2	7206.7	75.5	7060.3	72.1	8053.3	74.5	8568.3	76.2	8020.0	71.7	8567.6	75.6
9.5		15.2		7.3		11.8		21.4		-0.5		0.1	
1209.5		1038.2		1002.0		1134.6		1177.4		1247.1		1340.3	
-0.4		8.5		-17.2		9.3		17.5		9.9		13.8	
557.3	6.4	353.4	3.7	326.6	3.3	398.8	3.7	470.8	4.2	434.5	3.9	475.4	4.2
16.1		14.7		-41.4		12.8		44.2		9.0		1.0	
969.2	11.1	1298.2	13.6	1220.8	12.5	1442.1	13.3	1251.5	11.1	1529.5	13.7	1391.9	12.3
12.4		26.7		26.0		11.1		2.5		6.1		11.2	
71.3	0.8	99.0	1.0	115.8	1.2	22.0	0.2	24.5	0.2	2.0	0.0	--	--
20.8		16.5		62.4		-77.8		-78.8		-90.9			
2.2	0.0	1.1	0.0	2.9	0.0	1.1	0.0	2.4	0.0	1.9	0.0	3.1	0.0
-26.7		10.0		31.8		0.0		-17.2		72.9		29.2	
60.4	0.7	54.9	0.6	48.5	0.5	55.0	0.5	55.4	0.5	60.0	0.5	64.5	0.6
11.9		5.6		-19.7		0.2		14.2		9.1		16.4	
5.6	0.1	5.5	0.1	5.6	0.1	5.8	0.1	5.8	0.1	6.2	0.1	6.8	0.1
12.0		10.2		0.0		5.5		3.6		6.9		17.2	
20.1	0.2	25.7	0.3	21.5	0.2	29.0	0.3	31.5	0.3	29.3	0.3	8.2	0.1
18.2		28.5		7.0		12.8		46.5		1.0		-74.0	
1553.7	17.8	1728.4	18.1	1824.1	18.6	1911.6	17.7	2423.5	21.6	2389.4	21.4	2924.2	25.8
9.5		14.7		17.4		10.6		32.9		25.0		20.7	
4221.4		4593.3		4447.5		5299.1		5367.2		6008.0		6011.1	
9.8		12.2		5.4		15.4		20.7		13.4		12.0	
3193.4	36.5	3339.7	36.6	3334.7	34.1	4024.3	37.2	4127.7	36.7	3403.5	30.4	3480.9	30.7
6.9		11.7		4.6		15.3		23.8		-15.4		-15.7	
92.8	1.0	99.2	1.0	100.8	1.0	111.0	1.0	113.6	1.0	116.3	1.0	132.5	1.2
20.5		18.1		8.6		11.9		12.7		4.8		16.6	
21.0	0.2	21.0	0.2	26.3	0.3	25.4	0.2	24.0	0.2	12.7	0.1	33.3	0.3
		23.5		24.6		21.0		-8.7		-50.0		38.8	
4.1	0.0	4.6	0.0	4.5	0.0	4.7	0.0	5.1	0.0	5.3	0.0	5.4	0.0
2.5		15.0		9.8		2.2		13.3		12.8		5.9	
11.7	0.1	11.2	0.1	12.0	0.1	11.7	0.1	14.8	0.1	12.5	0.1	15.6	0.1
6.4		1.8		2.6		4.5		23.3		6.8		5.4	
18.1	0.2	15.6	0.2	16.2	0.2	15.8	0.1	17.7	0.2	17.3	0.2	25.8	0.2
20.7		11.4		-10.5		1.3		9.3		9.5		45.8	
2171.7	24.8	2334.6	24.5	2731.8	27.9	2754.1	25.5	2671.6	23.8	3162.4	28.3	2771.9	24.4
5.1		18.9		25.8		18.0		-2.2		14.8		3.8	
1105.4	12.6	1223.6	12.8	1440.5	14.7	1389.4	12.9	1426.8	12.7	1636.3	14.6	1359.6	12.0
18.4		15.9		30.3		13.6		-1.0		17.8		-4.7	
237.0	2.7	260.7	2.7	278.9	2.8	270.2	2.5	263.6	2.3	296.6	2.5	301.9	2.7
21.5		15.4		17.7		3.6		-5.5		5.1		14.5	
67.2	0.8	73.7	0.8	65.9	0.7	79.6	0.7	95.2	0.8	97.3	0.9	110.4	1.0
34.4		53.4		91.9		8.0		44.5		22.2		16.0	
186.5	2.1	269.6	2.8	258.6	2.6	278.4	2.6	236.6	2.1	248.2	2.2	273.8	2.4
-19.6		124.7		38.7		3.3		-8.5		-10.8		15.7	
63.7	0.7	120.8	1.3	118.9	1.2	89.5	0.8	112.0	1.0	104.1	0.9	125.0	1.1
-6.3		56.9		86.7		-25.9		-5.8		16.3		11.6	
316.9	3.6	243.6	2.6	328.8	3.4	350.7	3.2	314.5	2.8	437.2	3.9	288.6	2.5
-46.0		-18.5		3.8		44.0		-4.3		24.7		-8.2	
195.0	2.2	142.6	1.5	240.2	2.5	296.3	2.7	222.9	2.0	355.3	3.2	312.6	2.8
				23.2		107.7		-7.2		19.9		40.2	
5572.8	100.0	6754.9	100.0	5588.5	100.0	7198.8	100.0	6938.3	100.0	6654.9	100.0	6125.0	100.0
18.6		32.7		0.3		6.6		24.2		-7.6		-11.7	
844.5	15.2	1182.8	17.5	1185.5	21.2	1649.8	22.9	1633.5	23.5	1850.5	27.8	1951.5	31.9
85.2		121.0		40.4		39.5		37.8		12.2		19.5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55.8	0.1	211.7	3.1	1.6	0.0	273.0	3.8	216.4	3.1	-5.7	-0.1	--	--
-70.2		404.0		-97.1		29.0		13425.0					
1006.7	18.1	894.0	13.2	374.1	6.7	833.3	11.6	383.9	5.5	604.6	9.1	583.8	9.5
-6.1		9.7		-49.0		-6.8		2.6		-27.4		52.1	
413.3	7.4	425.0	6.3	544.6	9.7	460.0	6.4	847.2	12.2	650.0	9.8	1105.1	18.0
5.2		9.0		31.8		8.2		55.6		41.3		30.4	
11.9	0.2	12.0	0.2	16.3	0.3	17.0	0.2	33.7	0.5	22.0	0.3	38.7	0.6
-0.8		71.4		37.0		41.7		106.7		29.4		14.8	
183.6	3.3	188.9	3.8	176.6	3.2	231.3	3.2	252.8	3.6	230.8	3.5	219.1	3.6
-17.3		38.9	-3.8	-9.5		43.1		-0.2		-13.3			
1287.2	23.1	1903.2	28.2	2288.3	40.9	2386.0	33.1	2081.9	30.0	2038.0	30.6	1461.2	23.9
-13.3		27.1		77.8		25.4		-9.0		-14.6		-29.8	
-	-	800.0	11.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91.7	1.6	26.9	0.4	38.2	0.7	29.0	0.4	44.5	0.6	30.9	0.5	51.2	0.8
1734.0		-32.7		-58.3		7.8		16.5		6.6		15.1	
215.1	3.9	250.0	3.7	308.7	5.5	225.0	3.1	401.8	5.8	299.5	4.5	460.2	7.5
480.0	8.6	130.0	1.9	130.0	2.3	125.0	1.7	125.0	1.8	-80.0	-1.2	-80.0	-1.3
334.9	6.0	134.0	2.0	-29.1	-0.5	389.1	5.4	244.4	3.5	321.3	4.8	-370.4	-6.0
21.3		-85.3		-92.0		190.4		839.9		-17.4		-151.6	

表5 中央政府の支出構成

(単位：千万ルピー,%)

年 度	最終支出		計	移転支出		計	金融投資 ・貸付	総支出
	政府消費 支出	総資本 形成		経 常	資 本			
1974-75	2866.8	1227.4	4094.2	2449.8	375.0	2824.8	2865.9	9784.9
1975-76	3449.2	1204.3	4653.5	3017.7	535.7	3553.4	3829.6	12036.5
1976-77	3605.9	1111.8	4747.7	3944.7	501.9	4446.6	3985.8	13150.1
1977-78	3678.2	1107.2	4785.4	4677.9	754.6	5432.5	4767.7	14985.6
1978-79	3975.2	1300.5	5276.6	5682.6	1062.7	6745.3	5695.9	17717.2
1979-80	4502.4	1527.6	6030.0	6063.8	1219.6	7283.4	5190.9	18504.3
1974-75	29.3	12.5	41.8	25.0	3.8	28.9	29.3	100.0
1975-76	28.7	10.0	38.7	25.1	4.5	29.5	31.8	100.0
1976-77	27.4	8.5	35.9	30.0	3.8	33.8	30.3	100.0
1977-78	24.5	7.4	31.9	31.2	5.0	36.3	31.8	100.0
1978-79	22.4	7.3	29.8	32.1	6.0	38.1	32.1	100.0
1979-80	24.3	8.3	32.6	32.8	6.6	39.4	28.1	100.0

〔出所〕 GOI[1994es]より作成した。

引用文献

アジア経済研究所(IDE) [1976] :『アジア動向年報1976年版』 アジア経済研究所。

[1977] :『アジア動向年報1977年版』 アジア経済研究所。

[1978] :『アジア動向年報1978年版』 アジア経済研究所。

[1979] :『アジア動向年報1979年版』 アジア経済研究所。

[1980] :『アジア動向年報1980年版』 アジア経済研究所。

[1981] :『アジア動向年報1981年版』 アジア経済研究所。

絵所秀紀 [1991] :『開発経済学－形成と展開』 法政大学出版局, 第2章。

[1994] :『開発と援助－南アジア・構造調整・貧困』 同文館, 第II部第2章。

Government of India (GOI) [1922] : Report of the Indian Fiscal Commission, 1921-1922.

[1925] : Report of the Indian Taxation Enquiry Committee, 1924-25.

[1954] : Report of the Taxation Enquiry Commission.

[1967] : Final Report on Rationalisation and Simplification of the Tax Structure, December.

[1977] : Report of the Indirect Taxation Enquiry Committee, Part I, Octo-

ber.

- [1978a] : *Report of Indirect Taxation Enquiry Committee, Part II, January.*
- [1978b] : *Direct Tax Laws Committee, Final Report, September.*
- [1985] : *Long-Term Fiscal Policy, December.*
- [1991a] : *Interim Report of the Tax Reforms Committee, December.*
- [1991b] : *Indian Economic Statistics, Public Finance 1991.*
- [1992] : *Tax Reforms Committee, Final Report, Part I, August.*
- [1993] : *Tax Reforms Committee, Final Report, Part II, January.*
- [1975es] : *Economic Survey 1974-75.*
- [1976es] : *Economic Survey 1975-76.*
- [1977es] : *Economic Survey 1976-77.*
- [1978es] : *Economic Survey 1977-78.*
- [1979es] : *Economic Survey 1978-79.*
- [1980es] : *Economic Survey 1979-80.*
- [1986es] : *Economic Survey 1988-86.*
- [1975bs] : *Speech of Shri C. Subramaniam Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1975-76.*
- [1976bs] : *Speech of Shri C. Subramaniam Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1976-77.*
- [1977bs] : *Speech of Shri H. M. Patel Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1977-78(Interim).*
- [1977bs] : *Speech of Shri H. M. Patel Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1977-78(Final).*
- [1978bs] : *Speech of Shri H. M. Patel Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1978-79.*
- [1979bs] : *Speech of Shri Charan Singh Deputy Prime Minister and Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1979-80.*
- [1980bs] : *Speech of Shri R. Venkataraman Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1980-81(Interim).*
- [1980bs] : *Speech of Shri R. Venkataraman Minister of Finance introducing the Budget for the Year 1980-81(Final).*
- Gurati, I.S. [1978] : "Indirect Tax Reform", *Economic and Political Weekly (EPW)*, vol.8, no.6-7, February.
- 小松芳明編 [1973] :『インドの税制便覧』アジア経済研究所。
- Narayana, A.V.L., Amaresh Bagchi, R.C.Gupta [1991] : *The Operation of MODVAT*, Vikas Publishing House.
- Purohit, Mahesh C. [1991] : *Reforms in Indian Sales Tax System*, NIPFP Working

- Paper, no. 3, June.
- [1993] : "Adoption of Value Added Tax in India; Problems and Prospects", *EPW*, vol.18, no.10, March 6.
- Reserve Bank of India (RBI) [1974] : *Report on Currency and Finance 1973-74*.
- [1975] : *Report on Currency and Finance 1974-75*.
- [1976] : *Report on Currency and Finance 1975-76*.
- [1977] : *Report on Currency and Finance 1976-77*.
- [1978] : *Report on Currency and Finance 1977-78*.
- [1979] : *Report on Currency and Finance 1978-79*.
- [1980] : *Report on Currency and Finance 1979-80*.
- [1981] : *Report on Currency and Finance 1980-81*.
- Sen, Pranab [1991] : "Growth Theories and Development Strategies : Lessons from Indian Experience", *EPW*, vol.26, no.30, July 27.
- Shoup, Carl S., [1970] : *Public Finance*, second edition, Aldine Publishing Company.
(塙崎潤監訳『財政学(1)(2)』有斐閣, 1974年。)
- 竹内洋編 [1993] : 『新版・インドの投資関連税制便覧』 アジア経済研究所。
- 山本盤男 [1983] : 「第1次大戦後のインドにおける税制構想—『インド税制調査委員会報告』(1924-25年)を中心に—(上)・(下)」(九州産業大学『商経論叢』第24巻第1, 2号)。
- [1990] : 「インドの「長期財政政策(1985年)」と税制改革」(九州産業大学『商経論叢』第31巻第3号)。
- [1991a] : 「インドの税制改革論—1980年代の税制改革をめぐってー」(浅羽良昌編著『経済史—西と東—』泉文堂, 所収)。
- [1991b] : 「インドの間接税改革—修正付加価値税の導入ー」(九州産業大学『商経論叢』第32巻第1号)。
- [1993] : 佐藤甫, 山本盤男, 内山敏典共著『間接税改革の国際比較』九州大学出版会。